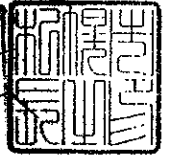


札幌市宿泊税条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和7年8月29日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第51号

札幌市宿泊税条例の施行期日を定める規則

札幌市宿泊税条例（令和6年条例第52号）の施行期日は、令和8年4月1日とする。ただし、同条例第12条第2項及び第3項の規定の施行期日は同年7月1日とし、同条例附則第3項から第7項までの規定の施行期日はこの規則の公布の日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。